青森大学危機管理委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、青森大学危機管理に関する規則第６条に基づき、青森大学危機管理委員会（以下、「委員会という」。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

（１）本学の危機管理に関する事項

（２）その他、全学的な危機管理に関する事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、学長の指示により組織、構成員の変更及び追加を行うことがある。

（１）学長

（２）副学長

（３）学部長

（４）別置キャンパス長

（５）学生委員長

（６）教務委員長

（７）経営戦略局長

（８）事務局長

（９）総務課長

（１０）学生課長

（１１）その他、学長が必要と認めた者

（委員長）

第４条　委員長は、学長をもって充てる。

（副委員長）

第５条　副委員長は、学長が指名する。

２　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、会務を総理する。

２　委員会は、委員の過半数の出席にて成立する。

３　委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、委員会で審議し、学長が行う。

附　則

この規程は、平成２２年１０月２０日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、令和６年９月２４日から施行する。